

令和 4 年 6 月 20 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03390

研究課題名(和文) 条約体制のダイナミズムの下での国家管轄権の変容

研究課題名(英文) Transformation of State Jurisdiction under the Dynamism of Treaty Regimes

研究代表者

竹内 真理 (Takeuchi, Mari)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：00346404

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、主権の一側面である国家管轄権が、国際条約によって規律されることで、どのような機能変化を遂げるのかを検討することを目的とする。

検討においては、テロ関連防止条約など、処罰の実効性を確保するために締結された国際条約を取り上げて、国家が自国利益の実現のために領域内で行使を独占している執行管轄権が、条約上の義務の下で、諸国家の利益を実現する手段として機能していることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、条約体制における国家管轄権の機能変化を実証的に示した点にある。国際条約である以上は、何らかの共通利益の実現を目指していることは当然である。しかし本研究は、管轄権の法構造、すなわち立法管轄権と執行管轄権の相互の関係や制約を踏まえた上で、条約体制が国家管轄権を諸国家の共通利益の実現手段とするための手法を明らかにし、併せて国家管轄権の多面的な機能を示した点に意義がある。

研究成果の概要(英文)： This project aims to examine how a State jurisdiction as a manifestation of sovereignty would function under the obligation of international treaties. For this purpose, it explored a duty to extradite or prosecute (aut dedere aut judicare) adopted in the anti-terrorism conventions and found that these conventions integrate States' jurisdiction into the international network, thereby transforming a State jurisdiction into the means of implementing common interests of States in the international society.

研究分野：国際法

キーワード：国際条約 立法管轄権 執行管轄権 テロ関連条約

1. 研究開始当初の背景

今日、国際条約の多くが、一定の事項について国家管轄権の行使(国内法の定立・適用・執行)を義務付けるようになってきている。この種の管轄権行使の義務付けは、個別国家の利益を超えるという意味での国際的な「公益」(もっとも、研究計画・方法で後述するように、その中には「共同体利益」と「共通利益」とが混在しているように思われる)の実現を目的とする条約に典型的にみられるものであり、現代国際法の特徴を顕著に反映するものであるといえよう。国家管轄権の行使が条約上の義務とされることは、国家の主権事項とされてきた刑事管轄権が変容を迫られる可能性を含意し、ひいては、管轄権の法構造自体に質的転換をもたらさしめるものである。それゆえ、個別の条約の解釈ではなく、管轄権理論を通じて取り込まれるべき問題を提起する。さらに、今日の国際社会において、様々な分野で国際「公益」実現型の条約が増加し続けており、それに伴って管轄権の重複可能性も増大しているという現状を踏まえれば、条約上の義務としての管轄権行使の位置づけを明らかにすることは、理論上も実践上も、喫緊の課題であるといえる。にもかかわらず、学説の多くは、「裁量(権利)から義務へ」という現象を指摘するのに留まり、そうした現象がもたらす規範的インパクトに関して、本格的な検討はなされていない状況であった。

2. 研究の目的

以上のような問題意識の下、本研究の第1の目的は、管轄権行使が条約上の義務とされることで、いかなる質的な変化を遂げるのか、さらに条約義務の発展的展開が、かかる義務としての管轄権行使にどのような変容をもたらさしめるのかを検討することである。とりわけ、今日の国際条約は、条約の発効後に条約内外フォーラムを通じて、条約規範を発展させる傾向にあり、かかる条約の発展的展開が管轄権行使に与えるインパクトについても検討することが必要となる。

第2に、第1の点についての検討結果を踏まえて、このような管轄権の変化・変容を管轄権の法構造の中に位置づけて評価することを試みる。とりわけ新たな展開が既存の管轄権行使基準とどのような関係に立つのかを検証する。

3. 研究の方法

研究遂行の方法は以下の2つである。第1に、管轄権行使を義務付ける条約を取り上げて、条約の下での管轄権行使の位置づけを整理する。そのうえで、条約の発展的展開に伴って、かかる義務がどのように変容するかを具体的に明らかにする。検討対象として取り上げるのは、テロ関連諸条約及びその隣接分野の条約である腐敗防止関連条約である。これらは、国家管轄権の行使を義務付ける条約の典型例として挙げられるものであり、さらに、これら条約は、条約内外のフォーラムを通じて条約の規範内容を発展的に展開させてきている(又は少なくともその潜在性を有している)。したがって、これらの発展が条約上の管轄権行使義務にどのように反映されるかを検証することが有益である。

第2に、第1の点を踏まえて、管轄権の一般理論の再検討を試みる。とりわけ立法管轄権(法定立に関わる権能の行使)と執行管轄権(法内容の実現に関わる権能の行使)とが服している制約が、条約義務の発展によってどのように又はどの程度変容するのかを検証する。

4. 研究成果

本研究期間中に、自身の病気による一時的な研究中断、及びコロナ禍による研究計画の変更・遅延のために、2度の延長を申請することになった。しかしながら、全体としては一定の研究成果を挙げることができ、またいずれも研究成果を公表することができた。したがって、当初の研究目的を達成することができたと考えている。

(1) 個別条約の検討1: テロ関連諸条約

個別条約の検討の1つ目として、テロ関連諸条約に関する検討を行った。第1に、条約上の管轄権行使の義務の位置づけを明らかにした。とりわけテロ関連諸条約が共通して採用している方式は、条約の対象犯罪について犯罪化と裁判権設定の双方を義務付けることによって、諸国間の刑事法制の統一を図ることに資すること、及び同じくテロ関連諸条約が共通して採用する「引渡し又は訴追」の義務は、容疑者がどこに逃亡しても必ず刑事手続が発動されることを確保することによって「逃げ得」を許さない取締まりの実効性を高めることに資することを明らかにした。

第2に、テロ関連諸条約が、条約義務の履行確保手続や条約義務を発展的に展開させるための枠組み(枠組み条約や締約国会議など)を備えていない一方で、そうした条約制度の限界を補完するために、安保理の立法的な決議や金融活動作業部会(FATF)といった条約外のフォーラムが活用されてきたことを指摘した。特にFATFの勧告を通じた間接的な条約規範の発展的展開は、条約上の義務を拡張することにより、締約国の管轄権行使に実質的な変化をもたらさしめることを確認した。

(2) 個別条約の検討2：腐敗防止条約

個別条約の検討の2つ目として、国連腐敗防止条約を取り上げた。第1に、条約上の管轄権行使の位置づけについて、国連腐敗防止条約は、テロ関連諸条約に比べると裁判権設定が義務付けられる範囲が狭くなっている。すなわち、裁判権設定に関して義務的な規定だけが採用されているのは属地主義の場合のみであり、その他国外犯処罰にかかる裁判権設定については、いずれも任意的である。なお、「引渡又は訴追」の義務は、容疑者が事項の国民であることのみを理由として引渡を行わない場合に限り義務的であり、それ以外の場合には任意的である。これは、容疑者が実行行為地以外にいる場合に「逃げ得」を許すような制度構築であるが、このことは、条約に規定する広範な腐敗行為が、テロ関連行為とは異なり、諸国の共通の利益を棄損する害悪として十分なコンセンサスを得るに至っていないという現状を映し出すということを指摘した。このことは、条約の対象によって「公益」の概念が異なり得ることも示唆するものである。

第2に、このように義務内容が弱いとされる一方で、国連腐敗防止条約は、条約規定に基づいて履行監視メカニズムを設けていることが注目される。さらには、条約外のフォーラム(世界銀行やFATF)においても、より一般的な腐敗防止の観点から一定の取り組みがなされてきており、これは間接的にはあるが、条約上の義務の強化に資するものであるといえる。

第3に、腐敗防止に関しては、とりわけ米国と英国の実行において、腐敗防止に関する国内法規定を外国人の外国における行為に広く適用することが行われてきた。これらは伝統的な管轄権の連結素(領域、国籍)を一見して欠くような法適用であるが、これに対して、適用対象たる腐敗を行った企業の本国は、抗議を控える傾向にある。こうした諸国家の黙認の背景には、条約の発展によって、腐敗行為が国際的な害悪であることが承認されるに至ったことがあると指摘した。

(3) 条約体制における管轄権の変容の検証

以上の個別条約の検討を踏まえて、条約体制が管轄権の構造をどのように変容させているかを検証した。一報で、テロ関連条約に共通して取り入れられている「引渡し又は訴追」の義務は、刑事法分野において執行管轄権を実効的に行使できる立場にあるのが、被疑者の所在地国であることを踏まえて、当該所在地国に執行管轄権の行使を義務付けるものである。

このことは、容疑者の所在という要素が管轄権の法構造の中で有する意義と機能を明らかにすることを意味する。すなわち、従来の管轄権理論において、属地管轄権や属人管轄権が優越的地位を認められていたのは、それらが、領域に対する物理的支配や国籍を通じた支配を媒介として、一定の実効性を確保していたからである。しかしグローバル化の進展に伴って、これら従来の「支配」概念は、その基盤を掘り崩されつつある。こうした状況下で、管轄権の行使対象に対する一定のコントロールを媒介として行使される管轄権が、条約の下で義務的なものとされることは、一国が自国領域内において自国の利益の実現のために独占していた執行管轄権の行使を、諸国家の共通利益の実現手段に転換させる手法であるといえる。

(4) 管轄権の一般理論の再検討

さらに、上記の検討結果を総合する形で、管轄権の一般理論の再検討を行った。その前提作業として、立法管轄権と執行管轄権の相互作用を明確化することに努めた。一方で、立法管轄権に関しては実質的な関連という要請が内在的な制約となる。他方で、外国の領域内での執行管轄権の行使が禁じられていることは、立法の内容の実現が執行の実効性に係らしめられているという意味において、外在的な制約となる。

以上を踏まえて、条約義務の発展が管轄権理論に与える影響を整理すると、第1に、条約において犯罪化と裁判権の設定(国外犯処罰規定の整備)が義務とされることにより、条約目的に資する形で、締約国の立法管轄権が拡張されることになる。他方で、立法管轄権相互の一見した重複は、「引渡し又は訴追」の義務の履行を通じて、いずれかの締約国において刑事手続きが開始されることにより、調整が図られることになる。

第2に、第1の点とも関連して、「引渡し又は訴追」の義務は、伝統的には一国が自国の固有の利益のために留保していた執行管轄権の行使を、条約上の公益(諸国家の共通利益)の実現手段に転換させるものである。他方で、テロ関連諸条約と国連腐敗防止条約の対比において明らかになったように、その度合いは条約に応じて異なりうる。それゆえ、条約ごとに管轄権の法構造の程度や配分の態様は異なりうる。

第3に、腐敗分野のように、条約上の義務の程度が弱い それゆえ管轄権の調整が条約上は十分になされているわけではない 場合に、米国が広い範囲で自国の国内法を適用する実行をどのように位置づけるかが問題となる。この点で、条約を通じて腐敗行為が害悪であることが承認されることにより、他の関係諸国はこのような広範な法適用を一見して黙認しているのであり、これによって管轄権の配分が行われているかに見える。もっとも、法適用対象に対する正当化のレベルでいえば、管轄権行使国との間の関連があまりに希薄であるがゆえに予見可能性を欠く法適用は、国内法の諸原則によって違法とされる可能性がある。こうした国内法上の実践を、国際法上の立法管轄権の議論においても考慮する必要性を示唆した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 491号
2. 論文標題 国家管轄権の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 31-34頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 竹内真理	4. 巻 41号
2. 論文標題 米国による金融・二次制裁の管轄権理論における評価とその課題 対イラン制裁法を素材として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 69-105頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Mari Takeuchi	4. 巻 no
2. 論文標題 Non-State Actors as Invisible Law Makers? - Domestic Implementation of Financial Action Task Force (FATF) Standards	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Karen Scott, Kathleen Claussen, Charles-Emmanuel Cote and Atsuko Kanehara (eds.), Changing Actors in International Law	6. 最初と最後の頁 211-233
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/9789004424159_010	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 竹内真理	4. 巻 なし
2. 論文標題 国内法の拡張的適用を制約する判断枠組みについての一考察 米国の外国腐敗行為法（FCPA）の実践を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 芹田健太郎他編『安藤仁介先生追悼：実証の国際法学の継承』	6. 最初と最後の頁 307-322
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 32
2. 論文標題 非拘束的な国際法規範の国内実施 金融活動作業部会 (Financial Action Task Force) 勧告の国内実施を 例に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学年報	6. 最初と最後の頁 211-212
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 444
2. 論文標題 国際条約の国内実施 国内諸機関の権限行使の観点から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 126 - 132
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 竹内真理
2. 発表標題 世界秩序からみた米国による金融制裁 対イラン制裁法に基づく2次制裁を巡る攻防
3. 学会等名 世界法学会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 Asian Experience with Extraterritoriality
3. 学会等名 The online workshop on the Extraterritoriality in International Law, organized by Maurer School of Law, Indiana University and Utrecht University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 “Regulating Investigation in the Cyberspace: Blurring the Boundary between Public and Private?”
3. 学会等名 28th Annual SLS/BIIICL Conference on Theory in International Law 'Spaces beyond Sovereignty: International Law Outside of Territorial Jurisdiction (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 “Jurisdiction in Cyberspace: A Need for New Methodology?”
3. 学会等名 Jagiellonian University and Kobe University Workshop: Legal Methodology: International and Comparative Perspective
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 “Universality of Universal Jurisdiction: Three Challenges”
3. 学会等名 Workshop: Universal Jurisdiction at a Crossroad?
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 Domestic Implementation of Non-Binding International Norms: The Case of FATF Recommendations
3. 学会等名 the Workshop on “The Boundaries between International and Domestic Law”, held at Kobe University
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 Curing Illegitimacy on the Way Home? Domestic Implementation of FATF Standards
3. 学会等名 the Seventh International Four Societies Conference: "Changing Actors in International Law", at International Conference Center, Waseda University (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 Environmental Law and Jurisdiction: Beyond Dichotomy between Territoriality and Extraterritoriality
3. 学会等名 Workshop "Carbon Majors Inquiry: Crossing Human Rights and Jurisdiction", at Kobe University
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 Non-State Actors as Invisible Law Makers?: Domestic Implementation of Financial Action Task Force (FATF) Standards
3. 学会等名 Follow-up Meeting of the Four Societies Conference
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 森肇志、藤澤巖、玉田大、竹内真理、伊藤一頼、北村朋史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 387
3. 書名 分野別 国際条約ハンドブック	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------